

毎週火、金曜日発行（但休日当る時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の登録
建設業者の登録まつ消
結核予防法の規定に基づく定期外健康診断の実施
土地改良区の定款変更の認可
牛の結核病等の検査
- ◇選管告示 政党等の収支に関する報告書要旨
団体の解散届出にともなう寄付等の報告書の要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

登録番号	登録年月日	名称
鳥取県知事登録 （第七二六号）	昭三六、二、一一	西村建設
〃 第七二七号	〃 二、一五	生田建設
〃 第七二五号	〃	吉田土建（有）

告示

- ◇公告 あん摩師、はり師及びきゆう師試験の実施
昭和三十五年度二級技能検定の合格者
准看護婦試験の実施
- ◇広告 鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県告示第四百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 三 朗

主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
日野郡江府町大字江尾	西村 一男	土木工事
米子市西三柳一、九六〇	生田 忠治	〃
鳥取市川外大工町	吉田 重蔵	〃

鳥取県告示第百五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 昭三五、三、三 西村建設 日野郡江府町江尾八六ノ一 西村藤太郎 昭三六、二、一〇

鳥取県告示第百六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基づく定期外の健康診断を次のとおり実施する。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断を受けるべき者

はり師、おん摩師及びきゆう師

二 健康診断の実施期日

昭和三十六年三月八日から昭和三十六年三月二十日ま

で

三 健康診断の実施場所

米子保健所

四 健康診断の実施区域

米子保健所管内一円

鳥取県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、上北条土地改良区の定款の変更

を、昭和三十六年二月十七日認可した。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査及び肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛

及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月及び分べん後十日以内のものを除く。肝てつ検査及び駆除のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

結核病……ツベルクリン皮内注射反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応法及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 (一) 結核病及びブルセラ病検査

第一次	第二次	実施区域	実施場所
三月六日	三月九日	八頭郡智頭町智頭	智頭家畜市場
" 七日	" 十日	用瀬町社、大	社、大家畜検診場
" 八日	" 十一日	郡家町大御門	大御門
" 十日	" 十三日	船岡町隼	隼
" 十日	" 十三日	用瀬町用瀬	用瀬家畜市場
" 十一日	" 十四日	佐治村	古市家畜検診場
" 十三日	" 十六日	河原町散岐	散岐
" 十四日	" 十七日	郡家町下私都、郡家	下私都、郡家
" 十五日	" 十八日	河原町八上、河原	八上、河原
" 十七日	" 二十日	" 国英	国英
" 十八日	" 二十一日	若桜町池田、若桜	池田、若桜
" 二十四日	" 二十七日	八東町丹比、安倍	北山、新興寺
" 二十五日	" 二十八日	船岡町船岡	船岡家畜市場
		大伊、郡家町国中	橋本、万代寺家畜検診場

別表 (二) 肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
三月十三日	八頭郡智頭町智頭	智頭家畜市場
" 十四日	" 山形	郷原家畜検診場
" 十五日	日野郡日野町黒坂	黒坂
" 十六日	八頭郡智頭町那岐	野原
" 十七日	日野郡日南町石見	石見
" 十七日	八頭郡河原町西郷	牛戸
" 十七日	日野郡日南町日野上	日野上
" 十八日	八頭郡河原町散岐	佐貫
" 十八日	" 国英	山手
" 二十日	日野郡日南町福栄	福栄
" 二十日	" 多里	多里
" 二十二日	八頭郡用瀬町社	安蔵
" 二十二日	" 佐治村	加瀬木
" 二十三日	日野郡日南町大宮、阿毘縁	大宮、阿毘縁
" 二十三日	八頭郡佐治村	古市

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一種類

政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期間 昭和三十五年七月三十一日から
昭和三十五年十二月三十一日まで
三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄付及び収入又は		一件千円以上		一件五百円以上		支出の総額	一件千円以上		一件五百円以上		報告書 受理年月日
	額	件数	総額	件数	総額	件数		総額	件数	総額		
自由民主党本庄支部	1円	1										昭三六、一、一三
鳥取県政同志会												一、一三
鳥取県医師連盟												一、一四
民主社会党鳥取県連合会中支部												一、一六
民主社会党鳥取県連合会高支部												
全日本農民組合鳥取県連合会												
青桐会												
鳥取県会自由民主党												
国鉄動力車労働組合米子地方本部												
自由民主党鳥取支部連合会	1,121,000	1										一、一八
鳥取県労働組合協議会												一、二四
鳥取県振興協議会												一、二七
合計	1,121,000	1	1,094,000	1	1,094,000	1	1,094,000	1	1,094,000	1		

政党、協会その他の団体名	寄付の総額		一件千円以上		一件五百円以上		支出の総額	一件千円以上		一件五百円以上		報告書 受理年月日
	額	件数	総額	件数	総額	件数		総額	件数	総額		
鳥取県徳安後援会	100,000	1										二、二
日本社会党鳥取支部連合会	3,218	1										二、六
合計	103,218	2	100,000	1	103,218	1	103,218	1	103,218	1		

四 主たる寄付者及び支出		寄付者の氏名又は団体名		職業		住所又は主たる事務所の所在地	
一 寄付者	政治、協会その他の団体名	自由民主党鳥取支部連合会	三〇〇、〇〇〇円	手島 栄	国会議員	東京都千代田区	東京都港区
二 支出	政治、協会その他の団体名	鳥取県徳安後援会	一〇〇、〇〇〇円	天塩川製紙株式会社	国会議員	東京都千代田区	東京都港区

支出の総額		支出の目的	
九〇、九三〇	一四	旅費	
六八、六一〇	一〇	事務所費	
九四、二四八	八	通信運搬費	
一五、一三〇	三	印刷費	
七六、八三四	二	総会費	
一八九、〇〇〇	一八	人件費	
三八、〇〇〇	一八	広告費	
二、二〇〇	二	備品費	
五九、八五六	一一	大会費	
七一、三三七	一一	会議費	
五、四六〇	一	教育宣伝費	
四五九、二三二	二五	雑費	
一〇三、四四〇	八	総会費	

日本社会党鳥取県支部 五、〇〇〇 二 事務費
 九一、九三〇 一七 組織活動費
 二六、一五三 七 通信費
 二二、七五〇 三 印刷費
 一一、〇〇〇 三 広報宣伝費
 一、五〇〇 一 教育宣伝費

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄付及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長

福

光

正

義

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
- 二期間 昭和三十五年七月一日から昭和三十五年十二月三十一日まで
- 三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
南部振興協議会	1円	1	1円	1	1円	1	三、九〇〇円	5	三、九五〇円	1	1円	昭三六、一、二三	

四 主たる寄付者及び支出
 一 寄付者 該当なし
 二 支出 支出の総額 件数 支出の目的
 五、〇〇〇円 一人件費
 一〇、一二五 三 総会費
 六、〇〇〇 一 事務所費
 二、七八五 二 雑費

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 自昭和三十六年二月二十三日 午後一時

至昭和三十六年二月二十五日

二 場所 鳥取市

公 告

三 議題 昭和三十六年度予算及び職員定数について

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定により、あん摩師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり行なう。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験場所

鳥取県二階町四丁目 鳥取保健所

二 試験日時

1 学科試験

昭和三十六年三月二十七日 午前九時開始

2 実地試験

昭和三十六年三月二十八日 午前九時開始

三 試験科目

1 あん摩師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

治療一般

あん摩理論

医事法規

実地試験

あん摩実技

2 はり師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

治療一般

漢方概論（経穴を含む。）

はり理論

医事法規

実地試験

はり実技

3 きゆう師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

治療一般

漢方概論（経穴を含む。）

きゆう理論

医事法規

実地試験

きゆう実技

4 試験科目の免除

イ はり師試験ときゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。

ロ はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、

あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつてきゆう師試験を受けようとする者又はきゆう師試験合格者であつて、はり師試験を受けようとする者は、第四号書式によりすでに受験した科目の免除願を提出すること。（この場合は、その試験の合格証書の写を添付しなければならぬ。）

四 試験方法

試験は、学科試験及び実地試験とする。

学科試験は、筆記又は点字で行なふ。

五 受験資格

1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者又は、これらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師又はきゆう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十九条第一項の規定による届出をした者（あん摩師試験のみ）

六 受験願書の提出期限

昭和三十六年三月十五日（郵送の場合三月十五日付の消印のあるものは有効）

七 受験願書の提出先

所轄保健所に提出すること。ただし、他府県居住者は鳥取県厚生部衛生課（鳥取市東町）あて提出すること。

八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。ただし、他府県居住者は、現金又は普通為替で納付することができる。

九 提出書類

- 1 受験願書(第一号書式)
 - 2 履歴書(第二号書式)
 - 3 五に該当することの証明書
 - 4 戸籍抄本又は戸籍謄本
 - 5 写真(手札型とし、出願前六月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に出願した試験の種類、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。)
 - 十 受験票の交付
- 受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

第一号書式

あん摩師(はり師、きゆう師)試験願
 本籍
 住所
 氏名
 生年月日
 あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたので、

履歴書、その他証明書及び写真を添えて願います。

年 月 日
 氏名
 鳥取県知事 石破二郎殿
 名

第二号書式

履歴書
 本籍
 住所
 氏名
 生年月日

学歴
 職歴
 賞罰
 右のとおり相違ありません。
 年 月 日
 氏名

名

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍
 住所
 氏名
 生年月日
 はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたいので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第十九条の規定により、学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いいたします。

鳥取県知事 石破二郎殿

氏名

第四号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏名

生年月日

昭和何年何月何都道府県において施行された、はり師試験(きゆう師試験)に合格しているが、きゆう師試験(はり師試験、あん摩試験)を受けたいので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十条の規定により、受験済科目の試験を免除されるよう、はり師試験(きゆう師試験)合格証書の写を添えて願います。

鳥取県知事 石破二郎殿

氏名

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十

五条及び職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第百九十九号)第二条の規定により実施した昭和三十五年度の二級の技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

山田 賢一 坂本 喜久雄
山崎 展久 清水 幸信
別所 勲 竹本 幸信

検定職種		第二次試験場		合格者氏名	
板金工		鳥取総合職業訓練所	尾崎 梅蔵 西山 稔 村山 幸人 毛利 政春 奥田 政春	柳子 勝夫 吉津 信二 宮井 清夫 石田 正一 石破 正一	
建築大工		鳥取総合職業訓練所	田中 和夫 藤原 信親 小原 茂晋	小谷 勇雄 松本 忠一 小川 正吉	
		倉吉職業訓練所	米田 宗一 川上 俊一 飯田 博義 大江 通雄 玉木 清九郎	山形 秀幸 亀井 加雄 石木 正人 高木 利治 間谷 尚正	
		米子職業訓練所	佐伯 利美 和田 登美 岸本 友吉 和田 重美 黒原 昭二	生田 忠雄 和田 尚明 和田 幸男 和田 吉智 国谷 代春	

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、准看護婦試験を次のように実施する。

昭和三十六年二月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験期日
学科試験 昭和三十六年三月二十三日 午前九時開始
実地試験 昭和三十六年三月二十四日 午前九時開始

二 試験場所
学科試験 鳥取市西町十二番地 鳥取家政高等学校
実地試験 同 右

三 受験資格
次の各項の一に該当する者とする。

1 文部大臣の指定した学校において二年の看護に關

する学科を修めた者又は試験当日までに修業見込みの者

2 都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者又は試験当日までに卒業見込みの者

3 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めたもの又は試験当日までに修業見込みの者

4 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者又は試験当日までに卒業見込みの者

5 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で厚生大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

6 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者のうちに該当しない者で厚生大臣の定めた基準に従い都道府県知事が適当と認められたもの

四 受験願書の提出期限

昭和三十六年三月十五日（郵送のもので三月十五日付

け消印のあるものは有効とする。

五 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県厚生部衛生課

六 受験手数料
四百円としこれに相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書にはつて納付すること。（この収入証紙には消印をしないこと。）ただし、他府県から受験するときは、現金（現金封筒使用）又は普通為替で納付することができる。

既納の手数料は返さない。

七 提出書類

1 受験願書（様式一）

2 履歴書（様式二）

3 写真（手札形とし、出願前六月以内に正面で上半身を撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

4 受験資格証明書 三の1、2、3又は4に該当する者については修業証明書又は卒業証明書（受験当

日までに修業又は卒業見込みの者は修業見込証明書若しくは卒業見込証明書)三の5に該当するものは外国の看護婦学校卒業証明書又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

5 戸籍抄本

八 試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人衛生

食餌療法

薬理概論

一般看護法(理論及び実地)

看護史および看護倫理

看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小児科及び看護法

産婦人科疾患及び看護法

精神科疾患及び看護法
眼科、歯科及び耳鼻咽喉科疾患
皮膚泌尿器科疾患
理学療法

様式一

准看護婦試験受験願

収入証紙

本籍

住所

氏名(ふりがな)

年月日生

准看護婦試験を受けたので、保健婦助産婦看護婦法施行規則第二十七条の規定により関係書類を添えて出願します。

年月日

右氏名

印

鳥取県知事 石破二郎殿

備考 用紙日本標準規格B5とし墨又は青インキで記

様式二

載すること。
収入証紙は消印してはならない。

履歴書

本籍

氏(ふりがな)

名

年月日生

学歴

職歴

賞罰

右の通り相違ありません。

年月日

右氏

名印

備考 用紙は、日本標準規格B5とし墨又は青インキ

で記載すること。

鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表されます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月百二十四円、郵送料を含む。）を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込まれる場合は、その購読料金は、四月以降に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、
鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金

円を添えて申し込めます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

鳥取県知事

殿

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極二二〇円(送料共)]